

主な財政用語一覧

行政経営部財政課

目次

	ページ		ページ
あ		な	
依存財源	1	任意的経費	8
一時借入金	1	は	
一般財源	1	バランスシート(貸借対照表)	8
か		標準財政規模	8
会計	1	扶助費	8
会計年度独立の原則	2	普通建設事業費	8
貸付金	2	物件費	8
基金	2	補正予算	9
基準財政収入額	2	ま	
基準財政需要額	2	目的別分類	9
義務的経費	2	や	
行政コスト計算書	2	予算	9
繰替運用	3	予算公開の原則	9
繰越	3	予算統一の原則	9
繰出金(繰入金)	3	予算の事前議決の原則	9
経常収支比率	3	予算の単年度主義	9
経常的経費	3	ら	
継続費	3	臨時財政対策債	10
決算	3	臨時的経費	10
減債基金	3	連結実質赤字比率	10
健全化判断比率	4		
公共施設等整備基金	4		
公債費	4		
公債費負担比率	4		
さ			
財政調整基金	4		
財政力指数	4		
財務書類	4		
債務負担行為	4		
資金収支計算書	5		
資金不足比率	5		
支出負担行為	5		
実質赤字比率	5		
実質公債費比率	5		
自主財源	5		
純資産変動計算書	5		
消費的経費	5		
将来負担比率	6		
人件費	6		
出納整理期間	6		
性質別分類	6		
総計予算主義の原則	6		
た			
地方交付税	6		
地方債(市債)	7		
地方財政計画	7		
地方譲与税	7		
投資的経費	7		
当初予算	7		
特定財源	8		

主な財費用語(五十音順)

用 語	説 明
あ	
依存財源 (⇔自主財源)	<u>国、県の決定や割り当てに基づいて交付される財源</u> (国・県支出金、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金等の各種交付金、地方債(市債))
一時借入金 (関連:繰替運用)	<u>地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金</u> で、その限度額は予算で定めることとされている。 ※本市の状況 令和元年度予算額 15,000,000千円
一般財源 (⇔特定財源)	<u>使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源</u> (市税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税など) また、その収入の連続性の観点から、毎年度連続して経常的に収納される <u>経常一般財源</u> と、それ以外の <u>臨時一般財源</u> に区分される。
か	
会計	予算及び決算の経理上の区分。市の行政運営の基本的な経費を網羅した会計を <u>一般会計</u> という。また、一般会計に対し、特定の歳入歳出を区別して別に経理する必要がある場合は <u>特別会計</u> として処理することができる。特別会計の中でも、地方公営企業法の適用を受ける会計を <u>企業会計</u> という。 ※本市の状況 ・ 一般会計 ・ 特別会計(13会計) 【国民健康保険、介護保険、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、後期高齢者医療、生活排水処理事業、競輪、駐車場、都市開発資金事業、鶴田第2土地区画整理事業、宇大東南部第1土地区画整理事業、宇大東南部第2土地区画整理事業、岡本駅西土地区画整理事業、育英事業】 ・ 企業会計(3会計) 【水道事業、下水道事業、中央卸売市場事業】 また、これらの会計のうち、個々の地方公共団体の財政比較や統一的な掌握のために統計上用いられる会計区分を <u>普通会計</u> という。通常、一般会計と特別会計の一部を合わせて普通会計としている。 ※本市の普通会計 一般会計と下記の特別会計 【母子父子寡婦福祉資金貸付事業、生活排水処理事業(農業集落排水事業を除く。)都市開発資金事業、鶴田第2・宇大東南部第1・第2・岡本駅西、育英事業】

用語	説明
<p>会計年度独立の原則 (関連:繰越)</p>	<p>地方自治法第208条2項に基づく、「各会計年度(4月1日～3月31日)における歳出は、その歳入をもってこれに充てなければならない」という原則 会計年度独立の原則の例外として「継続費の通次繰越」「繰越明許費」などがある。</p>
<p>貸付金</p>	<p>地方公共団体が直接あるいは間接に、地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付けに要する経費</p> <p>※本市の主な貸付金 【中小企業事業資金貸付金、奨学資金貸付金(育英事業)、母子父子寡婦福祉資金貸付金など】</p>
<p>基金 (関連:財政調整基金, 減債基金, 公共施設等整備基金)</p>	<p>特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産</p> <p>※本市の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積立基金(17基金) 【財政調整、減債、公共施設等整備、職員退職手当、国際親善交流、都市緑化、社会福祉、河川環境、市民活動助成、雇用支援対策、環境創造、LRT整備、国民健康保険給付、競輪事業、競輪場施設等整備、介護給付、育英】 ・ 運用基金(3基金) 【土地開発、国民健康保険高額療養資金貸付、美術品等収集】
<p>基準財政収入額 (関連:地方交付税, 財政力指数)</p>	<p>普通交付税算定の際に、<u>地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる収入額</u>(各種税(目的税及び法定外普通税は除く。)、交付金、地方譲与税の合計)で実際の収入額とは異なる。</p> <p>地方譲与税及び交通安全対策特別交付金、地方消費税交付金(税率引上げ分)以外は基本的に見積額の75%を算入し、25%分は地方公共団体の自由度を増すため留保されている。</p>
<p>基準財政需要額 (関連:地方交付税, 財政力指数, 臨時財政対策債)</p>	<p>普通交付税算定の際に、<u>地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための需要を算定した額</u>(様々な行政項目ごとにその量と単位当たりの費用を設定し、団体ごとの規模の差等による補正を行って求める。)で実際の支出額とは異なる。</p>
<p>義務的経費 (⇔任意的経費)</p>	<p>地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ、<u>任意に節減できない経費</u>で、極めて硬直性の強い経費 (人件費、扶助費、公債費)</p>
<p>行政コスト計算書 (関連:財務書類, バランスシート, 純資産変動計算書, 資金収支計算書)</p>	<p>財務書類の一つで、<u>一会計期間において資産形成に結び付かない経常的な行政活動に係る費用と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの経常的な収益を対比させたもの</u>であり、民間の「損益計算書」に相当する。</p> <p>費用と収益の差額により、経常的な行政活動について、税収等で賄うべき純経常行政コストが表され、行政活動に係る費用には、資産形成以外に使われた人件費、維持補修費、減価償却費、公債費利子分などのほか、他団体への補助金などが計上される。</p>

用語	説明
<p>繰替運用 (関連:一時借入金,基金)</p>	<p>基金に属する現金について、期間及び利率を定め、一般会計の現金として借り入れ運用すること。</p>
<p>繰越 (関連:会計年度独立の原則,継続費)</p>	<p><u>当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、「会計年度独立の原則」の例外のひとつで、次の3種類がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続費の通次繰越 継続費の毎年度の年割額の執行残額を継続費の最終年度まで通次繰り越すこと。 ・繰越明許費 経費の性質上、又は予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に限り繰り越すこと。 ・事故繰越 年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越すこと。
<p>繰出金(繰入金)</p>	<p><u>各会計相互間、又は基金・会計間において支出・収入される経費</u></p> <p>※一般会計から国民健康保険特別会計などの事務費等へ充当するための繰出金、競輪特別会計から一般会計への繰出金など ※支出側⇒繰出金(基金への場合は積立金) 収入側⇒繰入金</p>
<p>経常収支比率</p>	<p><u>経常的経費に要する一般財源の、経常的な一般財源収入(地方税・地方交付税・地方譲与税など)に対する比率</u></p> <p>経常的経費に充てた一般財源の残りの部分の大きさから臨時の財政需要への余力を見ることによって、<u>当該団体の財政の弾力性を判断するための指標</u></p>
<p>経常的経費 (⇔臨時的経費)</p>	<p>毎年度、経常的に支出される経費で、地方公共団体が<u>行政活動を行うために必要な固定的経費</u> (人件費・物件費・扶助費・維持補修費・公債費 等)</p>
<p>継続費 (関連:繰越)</p>	<p>特定の事業において、<u>2か年以上にわたり支出すべき予算を定め、あらかじめ予算の内容として、その総額及び年割額について議決を経るもの</u>で、「予算の単年度主義」の例外の一つ。</p> <p>※本市では、主に施設に係る建設事業で設定</p>
<p>決算</p>	<p><u>一会計年度の歳入歳出予算の執行実績</u></p> <p>地方公共団体の決算は、会計年度終了後において作成され、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定する。</p>
<p>減債基金 (関連:基金)</p>	<p><u>地方債の満期一括償還や繰上償還などに備えるため設置</u>している基金</p>

用語	説明
<p>健全化判断比率</p> <p>(関連: 実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率)</p>	<p><u>地方公共団体の財政の早期健全化・財政の再生並びに地方公営企業の経営健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定された4つの指標</u></p> <p>これらの指標は、平成19年度から公表が義務付けられ、監査委員の審査に付し、その意見を付けた議会への報告、公表が義務とされている。平成20年度からは、指標が基準を超えた場合には財政健全化計画等を定めなければならない。</p> <p>4つの指標: 実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率</p>
<p>公共施設等整備基金</p> <p>(関連: 基金)</p>	<p><u>公共施設等の整備事業や長寿命化対策の財源に充てるため設置している基金</u></p>
<p>公債費</p> <p>(関連: 性質別分類)</p>	<p>地方公共団体が借り入れた<u>地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払に要する経費</u></p>
<p>公債費負担比率</p> <p>(関連: 公債費)</p>	<p><u>公債費に充てられた一般財源等の、一般財源総額に対する比率</u></p> <p>過去に発行された市債が、現在の一般財源の用途の自由度をどの程度制約しているかをみることによって<u>財政構造の弾力性を判断する指標</u></p>
さ	
<p>財政調整基金</p> <p>(関連: 基金)</p>	<p><u>年度間の財源の不均衡を調整するための基金</u>で、余財があるときに積み立て、収入が著しく減ったときや一時的な支出が必要となったときなど、財源が不足する際に取り崩す。</p>
<p>財政力指数</p> <p>(関連: 地方交付税, 基準財政収入額(需要額))</p>	<p>普通交付税の算定により計算される<u>基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値をいい、地方公共団体の財政力の強弱を示す数値</u>として用いる。</p> <p>財政力指数が1.0に近くなる(より大きくなる)ほど財源に余裕があるとされ、単年度の数値が1.0を超えると需要額を賄える収入額があることになり、普通交付税の不交付団体となる。</p>
<p>財務書類</p> <p>(関連: バランスシート, 行政コスト計算書, 純資産変動計算書, 資金収支計算書)</p>	<p><u>企業会計の考え方や手法を活用した決算書類</u>であり、現行の決算書類である「歳入歳出決算書」を補完する目的で作成するもので、以下の4つの表で構成される。(バランスシート, 行政コスト計算書, 純資産変動計算書, 資金収支計算書)</p>
<p>債務負担行為</p>	<p>数年度にわたる事業(建設工事, 指定管理委託など)に係る翌年度以降の経費支出, 債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出が生じるものなど, <u>将来の債務を負担する(財政支出を約束する)行為</u>で、「予算の単年度主義」の例外の一つ。</p> <p>債務負担行為は, <u>事項, 期間, 限度額について予算に定める必要がある</u>。また, 損失補償など限度額の金額の表示が困難なものについては, 限度額を文言で記載してもよいものとされている。</p>

用語	説明
資金収支計算書 (関連:財務書類, バランスシート, 行政コスト計算書, 純資産変動計算書)	財務書類の一つで、 <u>一会計期間における行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる3つの活動に分類して示したものである</u> 、「キャッシュフロー」ともいう(業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支)。
資金不足比率 (関連:会計)	<u>公営企業会計の各会計の資金不足額の事業の規模に対する割合を示す指標</u> 資金不足とは、流動負債と流動資産の差額であり、流動負債のほうが大きい場合、資金不足が発生することになる。 この比率が早期健全化基準である20%を超えると経営健全化計画を策定し、財政の健全化に努めなければならないこととなっている。
支出負担行為	支出の原因となる契約などを行う場合に、その内容を精査して支出すべき金額、債権者等を決定する行為
実質赤字比率 (関連:健全化判断比率, 標準財政規模)	<u>実質収支額が赤字となった場合に、標準財政規模に対する割合を示す指標</u> この比率が早期健全化基準である11.25%を超えると財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めなければならないこととなっている。
実質公債費比率 (関連:会計 健全化判断比率, 標準財政規模)	<u>市全体の実質的な債務返済に充てられた一般財源等の、標準財政規模に対する割合を示す指標</u> 実質的な債務には、普通会計の公債費のほか、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金なども含めたものである。 この比率が早期健全化基準である25%を超えると財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めなければならないこととなっている。
自主財源 (⇔依存財源)	<u>地方公共団体が自主的に収入できる財源</u> (市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄附金、繰越金、諸収入など)
純資産変動計算書 (関連:財務書類, バランスシート, 行政コスト計算書, 資金収支計算書)	財務書類の一つで、 <u>一会計期間においてバランスシート上の純資産がどのように変動したかを示したものである</u> であり、民間の「株主資本等変動計算書」に相当する。
消費的経費 (⇔投資的経費)	<u>経費支出の効果が、当該支出年度又は極めて短期間で終わるものに支出される経費</u> (人件費、物件費、維持補修費、扶助費など)

用語	説明
<p>将来負担比率</p> <p>(関連: 会計 健全化判断比率, 標準財政規模)</p>	<p><u>一般会計等における債務残高など将来負担額の標準財政規模に対する割合を示す指標</u></p> <p>将来負担額は、一般会計等における地方債の現在高や退職手当負担見込額のほか、下水道事業などの公営企業に対する負担などを含めたものである。</p> <p>この比率が早期健全化基準である350%を超えると財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めなければならないこととなっている。</p>
<p>人件費</p> <p>(関連: 性質別分類)</p>	<p>職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費</p>
<p>出納整理期間</p> <p>(関連: 決算)</p>	<p>収入支出については、原則として全て当該年度の収支として整理しなければならないため、<u>会計年度経過後に現実の収支を完了するために設けられている期間で、翌年度の5月31日まで</u>とされている。</p> <p>この期間が終了すると一切の出納は閉鎖されることになる(地自法第235条の5)。</p>
<p>性質別分類</p> <p>(関連: 人件費, 物件費, 扶助費, 公債費)</p>	<p><u>経費(歳出)をその経済的性質により分類したもの</u></p> <p>(人件費, 物件費, 維持補修費, 扶助費, 補助費等, 普通建設事業費, 災害復旧事業費, 公債費, 積立金, 投資及び出資金など)</p>
<p>総計予算主義の原則</p>	<p>地方自治法第210条に基づく、「<u>歳入歳出を混交又は相殺しないで、収入の全てを歳入予算に、支出の全てを歳出予算に計上する</u>」という原則</p> <p>予算の全体像を明瞭にするとともに、収入・支出の実態把握や予算執行上の責任を明確化するため、この方法が採られている。</p>
た	
<p>地方交付税</p> <p>(関連: 標準財政規模 基準財政収入額 基準財政需要額 財力指数)</p>	<p>地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、全ての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うために必要な財源を保障するもので、国税のうち、所得税・法人税・酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する。</p> <p>基準財政需要額(標準的な行政水準における一般財源所要額)が基準財政収入額(地方税や地方譲与税などの標準的な収入見込額)を超える場合に、その超える額を財源不足額として交付される普通交付税と、財源の過不足に関係なく、普通交付税の算定では補足できない災害等の特別の財政需要に対して交付される特別交付税に分かれる。</p>

用語	説明
<p>地方債(市債) (関連:公債費)</p>	<p><u>地方公共団体が、資金調達のために一会計年度を越えて返済する債務</u>のことで、地方債を発行することを起債という。</p> <p>地方債には、公営企業(上下水道など)の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条各号に掲げる場合において発行されるものと、地方財政法第5条の特例として発行される特例債(臨時財政対策債など)があり、以下の機能がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>世代間負担の公平性の調整</u> 道路、学校等の公共施設は、将来にわたって利用することができるため、地方債を活用し将来世代が地方債の償還という形で負担することで、税金等で負担した世代と世代間の負担の公平性を調整する機能 ・<u>財政支出と財政収入の年度間調整</u> 災害復旧や大規模な建設事業など、一時的に多額の経費が必要となった場合に、地方債により資金を調達することで、事業を円滑に実施することができるとともに、地方債の元利償還金という形で、後年度にその経費の支払を平準化する機能 ・<u>一般財源の補完</u> 地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策としての機能 ・<u>国の経済政策との調整</u> 地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、国が行う経済政策に地方財政も一体となって取り組む景気対策等における機能
<p>地方財政計画</p>	<p>地方交付税法第7条に基づき、<u>内閣が、毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出の見込額に関する書類を作成し、国会に提出するとともに、一般に公表するもの</u>で、<u>国はその中で地方交付税により地方財源の保障を行う。</u></p> <p>地方財政計画は、客観的に推計される通常の水準における収入・支出の総額を計上したもので、地方公共団体の実際の収支見込額を推計したものではない。</p>
<p>地方譲与税</p>	<p><u>本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、地方公共団体に対し一定の基準に従って譲与する仕組み</u></p> <p>市道の延長や面積によって譲与される自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税などがある。</p>
<p>投資的経費 (⇔消費的経費)</p>	<p>その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして<u>将来に残るものに支出される経費</u> (普通建設事業費、災害復旧事業費)</p>
<p>当初予算 (関連:予算、 補正予算)</p>	<p><u>一会計年度を通じて定められる基本的予算</u>のこと 「本予算」又は「通常予算」ともいわれる。</p>

用語	説明
<p>特定財源 (⇔一般財源)</p>	<p><u>使途が特定されている財源</u>で、一般財源との対比で用いられる。 国・県支出金、地方債、分担金、負担金、手数料、使用料、寄附金、諸収入等のうち使途が特定されているものが該当する。</p>
な	
<p>任意的経費 (⇔義務的経費)</p>	<p>地方公共団体が任意的に支出することができる経費で、義務的経費との対比で用いられる。 義務的経費と比べ、地方公共団体の意思によって削減できる要素をもつ経費とされている。</p>
は	
<p>バランスシート(貸借対照表) (関連:財務書類, 行政コスト計算書 純資産変動計算書, 資金収支計算書)</p>	<p>財務書類の一つで、<u>一定時点に保有する土地や建物などの資産(借方)と、長期借入金を始めとする負債及び資本の状況(貸方)とを総括的に記載した一覧表</u>のことで、「貸借対照表」ともいう。 過去からの財政運営の結果として蓄積された資産の状態や、その調達財源の状況を表示し、財政の全体像を明らかにするための補完的資料として有効なものであるといわれる。</p>
<p>標準財政規模 (関連:地方交付税, 健全化判断比率)</p>	<p><u>地方交付税の算定の基礎となる基準財政収入額を基礎に算出される地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの</u>で、健全化判断比率などを算出する際に使われる。</p>
<p>扶助費 (関連:性質別分類)</p>	<p>社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が独自に行っている各種扶助の経費</p>
<p>普通建設事業費 (関連:性質別分類)</p>	<p><u>道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費</u>で、投資的な事業費をいう。 普通建設事業費のうち、国の補助・負担金を受けて行う事業を国庫補助事業といい、それ以外を単独事業という。</p>
<p>物件費 (関連:性質別分類)</p>	<p>性質別分類の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称 (賃金、旅費、消耗品費、委託料、使用料及び賃借料 等)</p>

用語	説明
<p>補正予算 (関連: 予算, 当初予算)</p>	<p>年度途中における災害の発生, 制度の改正, 物価の変動等による経費の過不足に応じて, <u>既定予算の科目又は金額を補正する予算</u></p>
ま	
<p>目的別分類</p>	<p><u>会計の経費(歳出)をその行政目的により分類したもの</u> (議会費, 総務費, 民生費, 衛生費, 労働費, 農林水産業費, 商工費, 土木費, 消防費, 教育費, 災害復旧費, 公債費, 諸支出金, 予備費)</p>
や	
<p>予算</p>	<p><u>一定の期間における収入支出の見積り</u>であり, 地方公共団体が住民福祉のために必要な所要経費とこれを賄う財源をあらかじめ見積もり, その種類, 金額を目的別又は性質別に分類し集計したもの ※歳出予算は見積りであると同時に支出の限度や内容を制限する拘束力を有している。</p> <p>地方公共団体の予算は, 地方自治法第215条に基づき「歳入歳出予算」「継続費」「繰越明許費」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」「歳出予算の各項の経費の金額の流用」について定めるもので, 議会の議決により成立する。</p>
<p>予算公開の原則</p>	<p>民主的, 能率的な行政の確保を図るためには, 予算が住民のものとして理解され協力を得られるものでなければならないため, 地方自治法第219条に基づく「<u>予算を定める議決後に, その要領を住民に公表しなければならない</u>」という原則, 及び同法第243条の3に基づく「<u>毎年度2回以上, 収入支出の概況をはじめとする財政事情を住民に公表する</u>」という原則</p>
<p>予算統一の原則</p>	<p>地方公共団体の予算は大きくかつ複雑化しているため, これらを統一するため, 法令によって分化の基準が定められており, 地方自治法第216条に基づき, 「<u>歳入はその性質に従って款に大別し各款中は項に区分し, 歳出はその目的にしたがってこれを款項に区分しなければならない</u>」という原則</p> <p>歳入歳出の款項目節の区分は, 地方自治法施行令第147条において総務省令で定める区分を基準として定めることとされ, 地方自治法施行規則第15条において基準となる区分が示されている。特に, 歳出の節については28の節が定められ, 地方公共団体において変更することができないものとされている。</p>
<p>予算の事前議決の原則</p>	<p>予算は, 一定の期間における収入支出の見積りであることから, 地方自治法第211条・第218条に基づき, 「<u>予算の対象となる一定の期間の開始前に議会の議決を経るべきものとする</u>」という原則</p>
<p>予算の単年度主義</p>	<p>地方自治法第208条に基づき, <u>一会計年度の予算を, その年度内に執行し完結することとするもの。</u> 単年度主義の例外として, 継続費や債務負担行為がある。</p>

用 語	説 明
ら	
<p style="text-align: center;">臨時財政対策債</p> <p>(関連: 基準財政需要額, 地方債)</p>	<p><u>国の地方交付税の財源不足分を補うために、地方公共団体が発行できる投資的経費以外の経費にも充てられる「特例債」のこと。</u></p> <p>発行可能額は普通交付税と合わせて算定され、実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額は、全額、翌年度以降の基準財政需要額に算入される。</p>
<p style="text-align: center;">臨時的経費</p> <p>(⇔ 経常的経費)</p>	<p>一時的・偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則のない経費 (積立金、繰出金、単年・短期間に限って要した経費等)</p>
<p style="text-align: center;">連結実質赤字比率</p> <p>(関連: 健全化判断比率, 標準財政規模)</p>	<p><u>全会計の実質赤字の額の標準財政規模に対する割合を示す指標</u></p> <p>この比率が早期健全化基準である16.25%を超えると財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めなければならないこととなっている。</p>